

## 博士論文要旨および審査報告

学位請求論文

## 小森田龍生 日本における過労自死の原因条件と発生機序

——判例を用いた質的比較分析と事例研究——

## I 論文要旨

本論文は、1990年代以降の日本社会で広く認識されるようになった過労自死（過労自殺）の特徴と発生機序、及び社会的背景を検討したものである。過労自死の背景に複数の要因の複雑な連関があることは論をまたないが、本論文では具体的にどのような要因が組み合わさるときに過労自死が生じやすくなるのかという点に焦点を定め、実証的な分析を試みた。その分析を通じて本論文では、これまで過労自死と呼ばれてきた現象に、通常の意味における過労、すなわち働きすぎとは異なる機序により生じる側面があることを明らかにした。以下、各章の概要を述べる。

序章では社会学的な自死研究の視点、及び本論文の基本的スタンスと関心を明示するために、これまでに蓄積されてきた社会学的自死研究を概観した。その上で、本論文では自死を「社会状態の指標」とみなす伝統的な社会学的自死研究の視点を踏襲し、方法論としては質的比較分析（QCA）という手法を用いてマクロとミクロの溝を埋め、一貫した社会学的自死研究の可能性を示すことを試みるということを述べた。

次に、第1章では日本の自死動向にかかわる既存統計資料の整理を行い、そこから本論文の主題である過労自死の統計的な位置づけを示した。具体的には、まず日本の自死動向を、性・年齢階層別に概観し、そこから1990年代後半以降では20～60歳代の男性、すなわち「生産年齢に該当する男性」が自死の危険性が高い一群となっていることを確認した。次に、「生産年齢に該当する男性」の自死理由としては「経済・生活問題」、及び「勤務問題」の多さに特徴があることを確認し、この一群の自死を検討するにあたっては、過労自死に焦点を定める必要があることを指摘した。

第2章では、まず過労自死の社会問題化の経緯を確認した。次に、過労自死者がなぜ死に至るまで仕事を辞められなかったのかという点について先行研究を概観し、①会社への忠誠心、②仕事倫理と環境の相互作用、③経済的不安という3つの要因が挙げられていることを確認した。ただ、先行研究の多くは過労自死を過労死の一種としてとらえており、過労自死に特有の原因条件につい

ては十分な議論がなされていないことが指摘された。そこで、過労自死と過労死の具体的な原因条件に焦点を定めて先行研究を整理し、過労死と比較した場合の過労自死の特徴は、①「ノルマの未達成」である、②「人間関係上の問題」である、③「ノルマの未達成」と「人間関係上の問題」の重複である、という3つの仮説を提示した。

第3章では、前章で提示した仮説の検証を行った。分析対象は労災認定請求・損害賠償請求裁判に係る判例58件であり、分析方法はクリスプ集合論に基づく質的比較分析である。分析の結果、①過労自死と過労死を区別するもっとも基礎的な原因条件とは「ノルマの未達成」であり、②そこに職場における「人間関係上の問題」が重なることで、過労死ではなく過労自死が生じやすくなることが明らかになった。この結果は、分析対象の性質上ただちに一般化することはできないものの、これまで過労自死と呼ばれてきた現象が、通常の意味における過労、すなわち働きすぎによってではなく、「ノルマの未達成」と「人間関係上の問題」という2つの原因条件によって特徴づけられるものであることを明らかにした点にオリジナリティを有している。

第4章では、第3章の結果を踏まえ、1)原因条件が当事者に経験されるプロセス、2)原因条件が結果に与える心理的影響について、判例から3事例を参照して検討した。その結果、1)については、相対的に「人間関係上の問題」が先行するケースが多いこと、及び死亡時期が近づくにつれ、2つの原因条件が重複する割合が高くなることが確認された。次に、2)については「自殺の対人関係理論」を枠組みとして検討を加え、2つの原因条件が、「負担感の知覚」と「所属感の減弱」を促し、「自殺願望」を生成させていたこと、及び2つの原因条件は、繰り返し経験されることにより当事者の否定的な自己認識を強化させる作用を持つことを確認した。

第5章では、第4章までにみてきた過労自死の特徴、及び発生機序が、判例以外の事例においても確認することができるかという点について検討した。参照した事例は、①自死遺族へのインタビュー記録、②男性自死者が遺した手記である。検討の結果、第4章までにみてきた過労自死の特徴、及び発生の機序は、本章でとりあげた2事例においても確認された。前者の事例は震災を契機

とした特殊な事例であったが、自死に至るまでの過程にこれまでの事例と同型のパターンを見出せた点が興味深く、後者の事例は否定的自己認識をめぐる悪循環が、最終的に自死願望へと帰結する過程を、当事者による心理状態の記述から確認できたことに意義が認められた。

最後に、終章では全体を通じた論点の整理を行い、今後の課題を述べた。以下、本論文が提示した知見の学術的意義と社会的（実践的）意義について述べる。まず、学術的意義については、上述のようにこれまで先行研究は過労死と過労自死の原因条件の違いを明確に区別できていなかった。これに対して本論文は、両者の違いについて比較を通じて実証的に明らかにしている点に学術的意義を有する。次に社会的（実践的）意義について、本論文の知見は過労自死予防を考える上で、職場における「ハラスメント」対策が重要であることを示唆する。過労自死予防のために「ハラスメント」等にかかわる法的規制が必要であることはすでに指摘されているが、本論文の知見はその必要性をさらに明確に示すエビデンスとして社会的意義を有する。

本論文により導かれた過労自死の特徴・発生機序は、限られた事例から導かれたものであるが、個人の枠を超えた過労自死のパターンを表しており、そこには過重な職務と人間関係上の問題によって追い込まれ、否定的な自己認識を逃れようもなく植え付けられるという状況が、日本の労働の場に広く存在している可能性が示唆されている。それはマクロな社会変動に応じて生じた労働の二極化の結果としてとらえられるものであるが、労働者を取りまく環境の危機は職場内の変化のみによって構成されているわけではない。つまり、彼らはストレスフルな職場で肉体的・精神的に追い詰められながらも、そこから離脱するという選択肢を持ち合わせておらず、そのために八方ふさがりの状態に陥っていたのである。そうした点を踏まえると、今後は「いかに仕事を辞めやすくするか」ということも過労自死予防を考える上でひとつの検討課題になると考えられる。ただし、具体的な予防対策の在り方については本論文の問題設定を超える問題であり、稿を改めて検討していかなければならない。本論文はその足がかりとして重要な実証的研究成果を提示できたと考える。

## II 審査報告

審査委員：主査 嶋根克己  
副査 金井雅之  
副査 勝俣達也

### 審査報告

審査委員会は、提出された学位請求論文を、問題設定の独自性、推論の論理性、データなどの取り扱いの妥当性、先行研究への目配り、研究の到達点、社会学界への貢献度、完成度などの観点から審査をおこなった。またこれまでの履歴や研究業績、さらには口述試験での口頭

報告並びに質疑応答をもとに慎重に審査を進めた。

### 1. 論文審査にいたる経緯

小森田龍生氏は、専修大学文学部人文学科を卒業後、専修大学大学院文学研究科社会学専攻の修士課程を修了した。卒業論文のタイトルは「経済的要因による自殺増加の背景—経済格差・雇用問題・文化の視点から—」、修士論文のタイトルは「自殺動機の社会的分析—自殺者と自殺未遂者のライフドキュメントから—」であり、同氏は学部生以来一貫して労働者の自殺の問題について考察を深めてきた。

また同氏はこれまで『専修社会学』『専修人間科学論集』『自殺予防と危機介入』などに5本の学術論文を投稿・受理されている。なかでも『平成24年度大妻女子大学人間生活文化研究所共同研究プロジェクト研究報告書』に掲載された「若年～中堅層の自殺増加傾向に関する課題抽出と若干の考察」、『専修人間科学論集』に掲載された「2000年代の高自殺リスク群と男女差—既存統計資料の整理と課題抽出に向けて」、『自殺予防と危機介入』に掲載された「自死者の主観的認識に関する事例的研究—2005年に亡くなった若年男性が残した手記から—」などは本論文の主要な柱となっており、これまでの研究蓄積によって学位論文が執筆されていることは明白である。特に『自殺予防と危機介入』は日本自殺予防学会が発行する査読誌であり、同誌への論文掲載は小森田氏の研究成果が外部的な評価に十分に耐えうるものであることを示している。さらに同氏は本学位請求論文につながる基本的アイデアについて、関東社会学会、日本自殺予防学会、日本現象学・社会科学会において学会報告を行っており、研究報告のみならず異分野の聴衆とも活発な討論を行ってきた。同氏は平成25年から27年にかけて本学大学院の任期制助手として採用され、論文の執筆に注力してきた。

こうした経緯を経て、同氏は平成28年4月に本論文を学位請求論文として本学に提出するにいたった。これまで指導教員を務めてきた嶋根が主査、数理社会的な観点から金井、労働社会学の視点から勝俣が副査として審査委員会を構成した。

### 2. 学位請求論文の内容

本論文は、過労自死（過労自殺）の特徴と発生機序、およびその社会的背景を検討することを目的としている。とくに過労自死の背景にある複雑な諸要因を丁寧に解きほぐしながら、単なる働きすぎとは異なる要因があることをさまざまな手法や資料を駆使しながら実証的に分析している点に最大の特徴がある。自殺についての社会学的研究は、統計資料を駆使したマクロ的な研究と、心理的なアプローチの両側面から進められてきたが、本論文はその両者をリンクさせようとする野心的な試みでもある。

第1章では日本の自死に関する既存統計資料の整理を

行い、過労自死の統計的な位置づけを確認している。ここでは過労自死が現代日本における深刻な問題となっていることが確認される。

第2章では過労自死に関する先行研究を丹念に整理し、過労自死という語が日本社会に認知される過程について詳しく紹介している。その上で過労自死を特徴付ける原因条件についての仮説を提示した。

第3章では前章の仮説を検証するために、過労死、過労自死の労災認定請求・損害賠償請求裁判に関わる判例を対象とした質的比較分析(QCA)が行われている。その結果「ノルマの未達成」と職場での「人間関係上の問題」(ハラスメントの存在)という要因が、過労死と比較した場合の過労自死の特徴として浮き彫りになった。

第4章ではQCAで得られた結果をさらに詳しく検討するために、3つの判例を用いて、原因条件が当事者に経験されるプロセス、および心理的影響について考察された。

第5章では上記の知見をさらに一般化するために、筆者自身が行った自死遺族へのインタビューならびに公表されている手記を事例として、過労自死をもたらす原因条件の影響を検証している。

結論として、過労自死は単なる働きすぎのみによって引き起こされるのではなく、ノルマが達成できないという出来事とハラスメント的な人間関係という条件が重複することによって生じるものであるということが丹念に論証されている。こうした苛酷な労働環境はグローバル化の進行とともにさらに厳しさを増していくことが予測され、過労自死の予防のためにはハラスメント対策や雇用の流動化促進という政策的介入が重要になると筆者は主張している。

このように本論文は、過労自死をもたらすマクロ的な背景の確認に始まり、過労自死研究において欠落している部分を発見し、それを補うために判例とQCAを組み合わせた実証的な方法で仮説を検証した。さらにその発見を確かなものとするために3つの判例と2事例を素材にして、仮説をさらに検証するという手堅い論理構成となっている。

自死というデリケートな問題を分析するために利用されている資料やデータなどの取り扱いについてもきちんと

とした手順を踏まえ、プライバシーの保護にも十分に配慮されており、問題はない。

### 3. 口述試験

口述試験は平成28年5月18日に3審査委員に加えて、文学研究科社会学専攻の教員の立会いの下に行われた。論文の概略についての小森田氏からの口頭報告のち、各委員および社会学専攻教員からのコメントと質問が投げかけられたが、いずれの質問にも同氏は的確かつ誠実に返答した。口述試験終了後、審査委員会は最終審査のための会議を開催し、可否を検討した。

### 4. 審査員の評価

前述のように、問題設定の独自性、推論の論理性、データなどの取り扱いの妥当性、先行研究への目配り、研究の到達点、社会学界への貢献度、完成度などの観点から論文審査をおこなったが、どの観点から見ても本論文は申し分ないでよばえを示している。

以上、審査の結果、小森田龍生氏から提出された学位請求論文「日本における過労自死の原因条件と発生機序——判例を用いた質的比較分析と事例研究——」は、博士の学位を授与するに値する優秀な論文であると判定する。

## Ⅲ 学位授与要記

一、氏名	小森田 龍生
二、学位の種類	博士(社会学)
三、学位記番号	博社甲第七号
四、学位授与の条件	学位規則第四条第一項該
五、授与年月日	平成二十八年九月二十日
六、学位請求論文題目	日本における過労自死の原因条件と発生機序——判例を用いた質的比較分析と事例研究——
七、審査委員	主査 専修大学人間科学部 教授 嶋根 克己 副査 専修大学人間科学部 教授 金井 雅之 副査 専修大学人間科学部 准教授 勝俣 達也